平成２１年（フ）第９５６号
横浜市旭区白根６丁目59番16号
破産者　荒記　修二
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第５４号
兵庫県洲本市納228番地１　フレグランス101号、開始決定時の住民票上の住所徳島県板野郡藍住町徳命字名田462番地８
破産者　野村　和美
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２０年（フ）第２１５０号
福岡県前原市大字神在1201番地の８
破産者　**樺**島　　徳
1　決定年月日　平成21年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２７５号
山口県防府市三田尻本町５番26号　ドムールあすか505号
破産者　坂根　誠二
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１０５５号
熊本市御領８丁目４番25号
破産者　東　　千幸
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１０５６号
熊本市御領８丁目４番25号
破産者　東　　弦子
1　決定年月日　平成21年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第２９８３号
大阪市北区浪花町１番18―301号
破産者　前防　貴子
1　破産債権の届出期間　平成21年10月５日まで
2　一般調査期日　平成21年11月５日午後３時30分
平成21年８月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７４０号
京都市下京区二ノ宮町通正面下る上二之宮町390番地
破産者　白井　　誠
1　破産債権の届出期間　平成21年10月７日まで
2　一般調査期日　平成21年11月13日午後３時30分
平成21年８月28日
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２１年（フ）第７号
広島県三原市西宮１丁目10番15号
破産者　株式会社シンワフーズ
特別調査期日　平成21年９月25日午前10時
平成21年８月31日
広島地方裁判所尾道支部破産係

債権者集会招集及び免責申立てに関する破産者審尋期日

平成１５年（フ）第２３８号破産事件
平成１５年（モ）第１０６４４号免責申立事件
北海道旭川市永山４条３丁目２番９号
破産者　藤原　義春
1　債権者集会の期日・破産者審尋の期日　平成21年９月24日午前10時45分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成21年８月28日　　旭川地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成１５年（フ）第２１号
北海道旭川市末広１条３丁目１番26号
破産者　株式会社重鉱
1　期日　平成21年９月24日午前10時45分
2　会議の目的　破産廃止に関する意見聴取、異議なきときは併せて破産管財人の任務終了による計算報告
平成21年８月28日　　旭川地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５７７７号
大阪府八尾市跡部本町１丁目２番４号
破産者　株式会社萬品電機製作所
1　期日　平成21年10月13日午後４時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６５号
長崎県南島原市布津町丙1706番地６
破産者　宮崎　帝明
1　期日　平成21年10月19日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年８月28日
長崎地方裁判所島原支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第２１９号
山口県周南市大字富田2364番地の１
破産者　株式会社西興
異議申述期間　平成21年９月29日まで
平成21年８月28日　山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第２５１号
山口県周南市大神１丁目18番32号
破産者　西田　満章
異議申述期間　平成21年９月29日まで
平成21年８月28日　山口地方裁判所周南支部

平成２０年（フ）第１３４４号
熊本市南高江１丁目12番39号
破産者　荒木　隆夫
異議申述期間　平成21年10月30日まで
平成21年８月31日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２０年（フ）第１３４５号
熊本市南高江１丁目12番39号
破産者　荒木　通子
異議申述期間　平成21年10月30日まで
平成21年８月31日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２１年（フ）第１９２号
愛知県一宮市浅野字神明下44番地５
破産者　吉田　明治
1　決定年月日　平成21年８月27日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

免責決定確定

平成１６年（モ）第４２７２号
（平成１６年（フ）第１３００号）
愛知県碧南市住吉町３丁目67番地、住民票上の住所愛知県碧南市住吉町３丁目73番地
破産者　都築　忠知
1　主文　破産者を免責する。
2　決定確定日　平成21年８月26日
名古屋地方裁判所岡崎支部